令和5年度 集団指導資料

(この資料は令和4年度集団指導で配布済みの資料です。)

令和6年3月31日までの努力義務となっている運営基準の項目について(リマインド)

●感染症対策の強化に係る運営基準について(概要)

1. 感染症対策検討委員会の設置

- 〇メンバー構成
- ・感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成する。
- ・内部関係者のみの構成で可とするが、外部から感染症対策の専門家等を登用できればなお良い。
- 他の検討委員会と一体的に実施することも可とする。
- ○開催頻度

概ね6か月に1回以上開催する(施設系は3月に1回)。ただし、感染症の流行時期には随時開催する。

〇活動内容

主に、以下の内容について委員会で検討することとする。また、委員会の決定事項は全職員への周知徹底が図られるよう努める。

- 感染症対策委員会その他感染症に関する事業所内の組織に関すること。
- 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること。
- 指針に基づく感染症の予防及びまん延防止の平常時の対応、発生時の対応に関すること。

2. 感染症対策の指針の整備

指針には以下の事項を盛り込むこととする。

- 平常時の事業所内の衛生管理
- ・ケアに係る感染対策(手洗い、標準的な予防策等)
- ・ 感染症発生時の状況把握
- ・ 感染症拡大の防止策
- 医療機関、保健所、市町村等の関係機関との連携
- ・ 事業所内の連絡体制

3. 感染症対策に係る研修の実施

〇研修方法

内部研修として実施する。研修の実施状況について、記録に残すこと。また、新規採用 時には、新規採用職員向けに別途研修を行うことが望ましい。

〇研修内容

感染対策の基礎的内容の適切な知識を普及啓発するとともに、当該事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う。国が作成した「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用すること。

〇実施回数

年1回以上実施すること。(居住系、施設系は年2回以上)

4. 感染症対策に係る訓練の実施

○訓練の内容

当該事業所における指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした状態でのケアの演習等を実施する。机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施することが望ましい。

厚生労働省者健局「新型コロナウイルス感染症 感染者発生シミュレーション~机 上訓練シナリオ~」を参照すること。

〇実施回数

年1回以上実施すること(居住系、施設系は年2回以上)。

●虐待防止のための体制整備に係る運営基準について(概要)

1. 虐待防止検討委員会の設置

- 〇メンバー構成
- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成。
- 内部関係者のみの構成で可とするが、外部から虐待防止の専門家等を登用できればなお 良い。
- 他の検討委員会と一体的に実施することも可とする。
- ○開催頻度

定期的に開催する。(概ね6か月に1回以上開催することが望ましい。)

- ○検討事項
- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ・虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- 従業者が虐待等を把握した際に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。
- 再発防止策を講じた際の効果についての評価に関すること。等

2. 虐待防止のための指針の整備

指針には以下の事項を盛り込むこととする。

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待防止の推進のために必要な事項

3. 虐待防止のための研修の実施

〇研修方法

指針に基づいた研修プログラムを作成し、内部研修として実施する。研修の実施内容を記録として残すこと。また、新規採用時には、新規採用職員向けに別途研修を行うことが望ましい。

〇研修内容

虐待等の防止に関する基礎的内容で、適切な知識を普及・啓発するものであること。

〇実施回数

年1回以上実施すること(居住系、施設系は年2回以上)。

4. 虐待防止に関する措置を実施するための担当者

専任の担当者を置くこと。できれば、虐待防止検討委員会の責任者と同一人物が望ましい。

●業務継続計画(BCP)の策定に係る運営基準について(概要)

1. 業務継続計画の策定

- ○感染症にかかる業務継続計画
- ・平常時からの備え(体制構築、感染症予防の取組、備蓄品の確保等)
- ・初動対応(担当者の選任、マニュアルの整備等)
- ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有、 事業継続の方策等)

- ○自然災害にかかる業務継続計画
- ・平常時の対応(建物設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、備蓄品等の確保等)
- 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、優先する業務、対応体制等)
- ・他施設及び地域との連携

2. 業務継続計画に関する研修の実施

〇研修方法

内部研修として実施する。研修の実施状況について、記録に残すこと。また、新規採用時には、新規採用職員向けに別途研修を行うことが望ましい。

〇研修内容

業務継続計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行う内容とする。

〇実施回数

年1回以上実施すること(居住系、施設系は年2回以上)。

3. 業務継続計画に関する訓練の実施

○訓練の内容

業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、非常時のケアの演習等について訓練を実施する。机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。

○実施回数

年1回以上実施すること(居住系、施設系は年2回以上)。